

新リサイクル施設の整備・運営に向けた
基本計画等作成業務委託

仕 様 書

令和 8 年 4 月

松 江 市

業務仕様書

第1章 総 則

1 業務概要

(1) 業務の目的

本市では、缶・ビン・ペットボトルは西持田リサイクルプラザで行っている。
また、金属資源・粗大ごみは西持田不燃物処理場内のエコステーション松江において処理を行っている。

上記施設において、西持田リサイクルプラザは稼働後 26 年が経過し、施設の老朽化に伴い新たなリサイクル施設の整備が必要であり、整備方針の検討を行った結果、エコステーション松江の不要設備を撤去し、工場棟建屋及び敷地を活用し、新たなリサイクル施設の整備方針が定まったところである。

本業務は新たなリサイクル施設の整備に向けて、必要となる基本的な事項を取りまとめた基本計画を作成するとともに、民間活力の導入可能性について調査・検討した PFI 等導入可能性調査を実施することを目的とする。

(2) 業務委託名

新リサイクル施設の整備・運営に向けた基本計画等作成業務委託

(3) 業務場所

松江市西持田町 627-2

(4) 業務委託期間

契約締結日の翌日より令和 9 年 3 月 17 日までとする。

(5) 業務項目

- 1) 施設整備基本計画作成業務
- 2) P F I 等導入可能性調査業務
- 3) 民間事業者への意向調査業務

(6) 現有施設の概要

1) エコステーション松江

所在地	松江市西持田町字小畑 627-2
稼働開始	平成 14 年 4 月
公称能力	59t/5h×1 系列（不燃ごみ、粗大ごみ：破碎＋選別）
建屋構造	鉄筋造 一部鉄筋コンクリート
	地上 3 階 地下 1 階
建築面積	3,498.200 m ²
延床面積	5,980.79 m ²

2) 西持田リサイクルプラザ

所在地	松江市西持田町 621
稼働開始	平成 10 年 10 月
公称能力	16t/5h(ペットボトル 0.62t/5h 缶 4.84t/5h びん 10.54t/5h)
建屋構造	処理棟(事務所・研修室含む・鉄骨造り 2 階建て) 軽量棟(上屋鉄骨造り) ストックヤード棟(鉄骨コンクリート造り平屋建て)
敷地面積	4,650 m ²
延床面積	1,648.80 m ²

2 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、「新リサイクル施設の整備・運営に向けた基本計画等作成業務委託」に適用するもので、受注者は本仕様書に明記なき事項であっても業務上必要と思われることについては、発注者と協議のうえ決定し履行するものとする。

(2) 質疑

本仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、発注者の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

(3) 関係法令等の遵守

受注者は業務の実施に当たって関係法令、通達、マニュアル、その他の条例、規則等を遵守しなければならない。

(4) 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集等は原則として受注者が行うこととするが、現在発注者が所有し、業務に利用できる資料については貸与する。この場合貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ発注者に提出し、業務完了と同時に返納するものとする。

(5) 秘密の保持

受注者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

(6) 関係官公署との協議

受注者は、受注者及び発注者が関係する関係官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められたときは誠意をもってこれに当たり、遅滞なく発注者に助言、報告し

なければならない。

(7) 業務の管理

- 1) 受注者は、業務の円滑な推進を図るため、十分な経験や資格を有する技術者を配置しなければならない。
- 2) 業務の円滑な推進を図るため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い支障のないようにするものとする。
- 3) 業務の途中において発注者が報告を求めたときは、受注者は直ちに報告を行うものとする。

(8) 成果品

1) 成果品の審査

受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。その結果訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

2) 成果品の提出部数

受注者は、業務完了に際し次の成果品を提出するものとする。なお、成果品に関しての著作権及び所有権は発注者に帰属するものとする。

- | | |
|--------------------------|-------|
| ア) 施設整備基本計画 | : 10部 |
| イ) PFI等導入可能性調査報告書 | : 10部 |
| ウ) 業務報告書(本業務全体を取りまとめたもの) | : 3部 |
| エ) 電子データ | : 一式 |

(9) 検査及び引き渡し

受注者は、本業務完了時に所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとする。本業務は、発注者の完了検査合格をもって引き渡し完了とするが、業務完了後において成果品に記入漏れ、不備または誤りが発見された場合又は本業務に関して関係行政機関からの指示事項があった場合は、受注者の負担において速やかに訂正のうえ納品するものとする。

(10) 打合せ協議等

- 1) 本業務を行うにあたって、必要となる打合せ協議を実施する。打合せ協議は初回、中間、納品時の3回程度を想定するが、必要に応じ適宜実施する。なお、打合せ・協議の予定の7日前には日時・打合せ内容等を連絡し、資料を用意し発注者に提出すること。
- 2) 業務の進捗を踏まえて適宜打ち合わせ協議を行う。事前協議のうえWEB会議等での

開催も可能とする。

- 3) 受注者は、協議や打合せ事項についてすべての議事録を作成し、発注者の承諾を得ること。

(1 1) 業務の準備

本業務の実施に先立ち、業務内容を理解し、工程を検討した上で、本業務の目的を達成するために必要となる業務計画について立案・作成するものとする。立案・作成した業務計画については発注者の承諾を得ること。

第2章 業務内容

1 施設整備基本計画作成業務

(1) 施設整備に向けた基本方針の検討

本市のごみ処理の概況について整理するとともに、本業務での対象とする西持田リサイクルプラザ及びエコステーション松江の処理対象物の性状や搬入実績、処理実績、各設備の現状（処理能力等）、運営実態等について整理し課題を抽出する。

また、本市の有する課題を踏まえ、新たなリサイクル施設の整備・運営に向けた目指すべき基本的な考え方を整理した基本方針を取りまとめる。

(2) 施設周辺条件の整理

新たなリサイクル施設はエコステーション松江の施設内を活用し、整備することを想定している。新たなリサイクル施設の事業計画の概況を整理するとともに、次の事項について整理する。

- 1) 敷地周辺条件（地形地質、都市計画の指定、災害指定区域の指定等）
- 2) 法・条例等規制条件（土地利用、施設整備、自然環境、公害防止等）
- 3) ユーティリティ条件（電気、用水、排水、ガス、燃料等）
- 4) その他必要な項目

(3) 施設整備に向けた基本条件の検討

新たなリサイクル施設の整備に向けて必要となる基本条件として次の事項について整理・検討する。

- 1) 処理対象物
- 2) 計画ごみ量
- 3) 計画ごみ質（種類組成、単位体積重量）
- 4) 施設規模（処理系列、運転日数、稼働時間、月変動係数、必要処理能力等）
- 5) 搬出入条件（搬入形態、車両種類、車両規格、車両台数等）
- 6) 処理条件（破袋除袋基準、破碎基準、選別基準（純度、回収率）等）

(4) 環境保全計画の検討

新たなりサイクル施設の整備に向けて必要となる環境保全計画として次の事項について整理・検討する。

- 1) 公害防止計画（粉じん、騒音・振動、悪臭、排水等）
- 2) 環境保全計画（工事中、施設稼働後、その他等）

(5) 施設配置・動線計画の検討

新たなりサイクル施設の施設配置・動線計画について整理・検討する。なお、新たなりサイクル施設はエコステーション松江の施設内を活用することに留意した計画とすること。

(6) プラント設備計画の検討

新たなりサイクル施設での処理対象物について処理の方向性を整理するとともに、処理フロー及び主要設備構成について整理・検討する。また、必要となる保管容量、貯留容量を検討するとともに、次の設備の計画概要を整理する。

- 1) 受入保管設備
- 2) 処理設備
- 3) 貯留保管設備
- 4) 集じん脱臭設備
- 5) 給排水設備
- 6) 電気設備
- 7) 計装設備
- 8) その他必要な設備

(7) 土木建築計画の検討

新たなりサイクル施設の建築計画について次の事項の計画概要を整理するとともに、基本計画図（平面計画、断面計画）について整理・検討する。なお、新たなりサイクル施設はエコステーション松江の施設内を活用することから、必要となる土木建築計画については精査すること。

- 1) 諸室計画
- 2) 構造計画
- 3) 仕上計画
- 4) 建築設備計画（機械設備、電気設備）
- 5) 土木外構計画

(8) 工事計画の検討

新たなりサイクル施設の整備に向けた施工計画、撤去計画、工程計画について整理・検討する。なお、新たなりサイクル施設はエコステーション松江の施設内を活用することに留意した計画とすること。

(9) 財源計画の検討

民間事業者への調査結果を踏まえ、新たなリサイクル施設の整備・運営に向けた概事業費を試算するとともに、活用できうる交付金等を整理する。また、新たなリサイクル施設の整備に向けた財源計画を取りまとめる。

(10) その他必要となる検討

新たなリサイクル施設の整備・運営を行う上で必要となる生活環境影響調査の実施に当たって必要となる条件について整理すること。また、新たなリサイクル施設の整備に向けた基本計画を取りまとめる上で上記以外の項目として必要となる計画について考慮すること。

2 PFI 等導入可能性調査業務

(1) 事業方式の概要整理

新たなリサイクル施設の整備・運営に当たって導入が想定される事業方式（公設公営、DBO方式、PFI方式等）の概要を整理する。また、全国的な廃棄物処理施設整備・営営事業の取組動向、PFI等方式での事業を想定した場合の法的課題、支援措置等の概要について整理する。

(2) 事業条件の整理

新たなリサイクル施設の整備・運営にあたって必要となる次の事項について整理・検討する。

- 1) 事業範囲（本市と事業者の役割分担）
- 2) 事業スキーム
- 3) 事業期間
- 4) リスク分担
- 5) その他必要な事項

(3) 事業の一次評価

新たなリサイクル施設の整備・運営に当たって、抽出した事業方式について定性的な観点から一次評価を行い、新たなリサイクル施設の整備・運営の事業方式として明らかに適切ではないと考えられる方式を除外する。

なお、事業の一次評価については民間事業者の意向調査結果も考慮すること。

(4) 事業の二次評価

事業の一次評価結果で絞り込みを行った事業方式に対して、概算事業費の算定結果を踏まえ、財務シュミレーション（VFMの算定）を行い、財政支出の削減効果や平準化効果等を踏まえ、定量的な視点から二次評価を実施する。

(5) 総合評価等

事業の一次評価及び二次評価の結果を総合評価として取りまとめる。また、今後の新

たなリサイクル施設の整備・運営を実施する上での課題点について整理する。

3 民間事業者への意向調査業務

(1) 事業条件書等の作成

新たなりサイクル施設の整備に向けた基本条件や新たなりサイクル施設の整備・運営に向けた事業条件を踏まえ、民間事業者への意向調査の実施に必要な事業条件書を作成する。また、事業条件書とともに、依頼状、民間事業者への意向調査書類等の必要書類を併せて作成する。

(2) 民間事業者調査・技術審査

新たなりサイクル施設の整備・運営の実施に向けた事業者の参入意向や概算事業費を把握するため、民間事業者調査を実施する。民間事業者への調査は幅広い事業者を対象とし、複数の民間事業者から参入意向が得られるよう配慮すること。

また、民間事業者からの質疑や調査書類に関して技術的な視点から確認を行い、必要に応じて確認事項を整理するとともに、民間事業者へのヒアリング等を行い、内容を補完する。

(3) 意向調査結果の取りまとめ

民間事業者への意向調査結果について取りまとめを行う。